

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）新旧対照表

改正案

現行

目次（現行のとおり）

第一条から第四条の人まで（現行のとおり）

（義務履行期限）

第四条の九 条例第五条の十一第一項各号列記以外の部分に規定する規則で定める日は、削減義務期間の終了の年度の九月末日とする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める日とする。

一 条例第五条の十八の規定により削減義務期間の終了年度が変更された場合 同条の規定により知事が認めた日の翌日から起算し

て百八十日を経過した日

二 削減義務期間の終了の年度の四月三日以降において当該削減義務期間に係る条例第五条の十三第一項若しくは第二項の規定による基準排出量の決定、条例第五条の十四第二項の規定による基準排出量の変更、条例第五条の十五第二項の規定による削減義務率の減少、条例第五条の十七の規定による削減義務量の減少又は条例第六条の規定による地球温暖化対策計画書の提出の手続が完了していない場合（特定地球温暖化対策事業者の責めに帰すべき事由によるときを除く） 当該決定、変更、減少又は提出の手続が完了した日の翌日から起算して百八十日を経過した日

2 知事は、前項第一号の場合において、条例第五条の十七の規定による削減量の減少又は条例第六条の規定による地球温暖化対策計画書の提出の手続が完了したときは、特定地球温暖化対策事業者に対し、別記第一号様式の十の二による排出総量・削減義務量手続完了通知書により通知するものとする。

目次（略）

第一条から第四条の人まで（略）

（義務履行期限）

第四条の九 条例第五条の十一第一項各号列記以外の部分に規定する規則で定める日は、削減義務期間の終了の年度の末日（条例第五条の十八の規定により削減義務期間の終了年度が変更された場合にあつては、同条の知事が認めた日の翌日から起算して百八十日を経過した日）とする。

#### (その他ガス削減量)

##### 第四条の九の二 (略)

2 条例第五条の十一第一項第一号に規定する規則で定める方法により算定する量は、その他ガス削減量を算定する事業所から事業活動に伴い排出されるその他ガスについて、その他ガス削減量の発行が可能な期間(平成二十一年度及び平成二十七年度から始まる削減計画期間とする。)内においてその他ガス削減量を算定する年(以下この条において「算定年」という。)ごとに算定する、知事が別に定める基準となる年度のその他ガス年度排出量(基準となる年度が複数の年度である場合にあっては、当該複数の年度のその他ガス年度排出量の平均の量)から当該年度のその他ガス年度排出量を減じて得た量とする。この場合において、知事が別に定める方法により、その他ガス削減量を算定する事業所の事業活動を、一部の事業活動に限定することができる。

##### 3 及び 4 (現行のとおり)

##### 第四条の十から第四条の十六まで (現行のとおり)

###### (基準排出量)

第四条の十七 条例第五条の十三第一項第一号に規定する規則で定める期間及び規則で定める方法により算定する量は、平成十四年度から平成十九年度までの間で特定地球温暖化対策事業者が選択する連続する三箇年度の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量(当該三箇年度のうちに特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量が標準的ないと知事が特に認める年度がある場合にあっては、当該年度を除く二箇年度)とする。

2 条例第五条の十三第一項第一号アに規定する規則で定める期間及び規則で定める方法により算定する量は、削減義務期間の開始の年度

#### (その他ガス削減量)

##### 第四条の九の二 (略)

2 条例第五条の十一第一項第一号に規定する規則で定める方法により算定する量は、その他ガス削減量を算定する事業所から事業活動に伴い排出されるその他ガスについて、その他ガス削減量の発行が可能な期間(平成二十一年度から始まる削減計画期間とする。)内においてその他ガス削減量を算定する年(以下この条において「算定年」という。)ごとに算定する、知事が別に定める基準となる年度が複数の年は、当該複数の年度のその他ガス年度排出量の平均の量)から当該年度のその他ガス年度排出量を減じて得た量とする。この場合において、知事が別に定める方法により、その他ガス削減量を算定する事業所の事業活動を、一部の事業活動に限定することができる。

##### 3 及び 4 (略)

##### 第四条の十から第四条の十六まで (略)

###### (基準排出量)

第四条の十七 条例第五条の十三第一項第一号に規定する規則で定める期間及び規則で定める方法により算定する量は、平成十四年度から平成十九年度までの間で特定地球温暖化対策事業者が選択する連続する三箇年度(当該三箇年度のうちに特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合にあっては、当該年度を除く二箇年度)の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量とする。

2 条例第五条の十三第一項第一号アに規定する規則で定める期間及び規則で定める方法により算定する量は、削減義務期間の開始の年度

の四箇年度前の年度から前年度までの間で特定地球温暖化対策事業者が選択する連続する二箇年度の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量(当該三箇年度のうちに特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合にあっては、当該年度を除く二箇年度の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量又は一箇年度の特定温室効果ガス年度排出量)とする。

### 3 (現行のとおり)

(基準排出量の決定の申請)

第四条の十八 条例第五条の十三第三項の規定による申請は、最初の削減義務期間の開始年度の九月末日までに、別記第一号様式の十一による基準排出量決定申請書に、知事が別に定める様式による基準排出量算定書及び算定の根拠となる資料を添えて行わなければならない。

### 2 及び 3 (現行のとおり)

(基準排出量の改定)

第四条の十八の二 知事は、別表第一に定める温室効果ガスの排出の量の算定方法、排出標準原単位その他の基準排出量の算定の基礎となる事項の変更(以下この項において「算定基礎事項の変更」という。)に伴い条例第五条の十三第一項又は第二項の規定に基づき既に決定された基準排出量(条例第五条の十四第二項の規定に基づき基準排出量が変更された場合にあっては、直近の変更後の量。以下「既決定基準排出量」という。)が、条例第五条の七第十三号に規定する特定温室効果ガス年度排出量との増減を比較する基準となる量として適正な量でなくなつたと認めるときは、条例第五条の十三第一項若しくは第二項又は条例第五条の十四第二項の規定による基準排出量の算定及び変更の方法を踏まえ、当該算定基礎事項の変更の内容及び次項の規定による申請の内容に応じて知事が別に定める方法に

の四箇年度前の年度から前年度までの間で特定地球温暖化対策事業者が選択する連続する二箇年度(当該三箇年度のうちに特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合にあっては、当該年度を除く二箇年度)の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量とする。

### 3 (略)

(基準排出量の決定の申請)

第四条の十八 条例第五条の十三第三項の規定による申請は、削減義務期間の開始年度の九月末日までに、別記第一号様式の十一による基準排出量決定申請書に、知事が別に定める様式による基準排出量算定書及び算定の根拠となる資料を添えて行わなければならない。

### 2 及び 3 (略)

より算定した量を条例第五条の十三第一項若しくは第二項又は条例第五条の十四第一項の規定による基準排出量として改めて定めるものとする。

2 知事は、前項の規定による基準排出量の決定（以下「基準排出量の改定」という。）を既決定基準排出量に係る特定地球温暖化対策事業者からの申請により行うものとする。

3 前項の規定による申請は、別記第一号様式の十一の二による基準排出量改定申請書により行うものとする。

4 知事は、基準排出量の改定を行つたときは、遅滞なく、別記第一号様式の十二の三による基準排出量改定通知書により、第一項の特定地球温暖化対策事業者に通知するものとする。

第四条の十九から第四条の二十一の四まで （現行のとおり）

（口座管理者の登録等）

第四条の二十一の五 （現行のとおり）

2から4まで （現行のとおり）

2から4まで （現行のとおり）

第四条の十九から第四条の二十一の四まで （略）  
（口座管理者の登録等）  
第四条の二十一の五 （略）

2から4まで （略）

2から4まで （略）

5 知事は、第一項の登録を受けた口座管理者に係る指定管理口座の口座名義人に対して、条例第五条の二十一第五項並びにこの規則第四条の二十一の四第五項、第四条の二十一の六第四項、第四条の二十一の十一第一項、第四条の二十一第六項及び第四条の二十一の十三第四項の規定による通知を行うときは、当該口座管理者にも通知するものとする。

第四条の二十一の五の二から第四条の二十一の十一まで （現行のとおり）

（振替可能削減量等の更正）

第四条の二十一の十三 知事は、指定管理口座又は一般管理口座において、次に掲げるときは、振替可能削減量等を更正するものとする。

第四条の二十一の五の二から第四条の二十一の十一まで （略）  
（振替可能削減量等の更正）

第四条の二十一の十三 知事は、指定管理口座又は一般管理口座において、振替可能削減量等の減少の記録がされた場合で、次に掲げるとき

は、当該振替可能削減量等を更正するものとする。

一 (現行のとおり)

二 振替可能削減量等の減少の記録が知事以外の者により行われたことが判明したとき。

一 (略)

三 前条第一項又は第三項第一号の規定による振替可能削減量等の抹消の記録について、当該抹消の申請をした者が、当該申請をすることができる者以外の者であったことが判明したとき。

四 (現行のとおり)

五 振替可能削減量等の義務充当による減少の記録について、当該義務充当の申請をした者が、当該申請をすることができる者以外の者であったことが判明したとき。

四 (略)

五 義務充当の申請をした者が、当該申請をすることができる者以外の者であったことが判明したとき。

六 別表第一に定める温室効果ガス排出量の算定方法その他振替可能削減量等の量又は削減義務量の算定の基礎となる事項の変更がある場合であつて、当該変更に応じて知事が別に定める方法により当該変更前に排出された温室効果ガスに係る振替可能削減量等の量を増加させる必要があると知事が認めるとき。

七 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 前項第六号に該当する場合、更正の対象となつた振替可能削減量等が記録されている指定管理口座又は一般管理口座において減少の記録をし、当該指定管理口座又は一般管理口座において同号の規定による更正の後の量の増加の記録をするとともに、知事の管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をする方法

三 (現行のとおり)

六 (略)

一 (略)

二 (略)

3 (現行のとおり)

4 知事は、第一項第一号から第七号までの規定により振替可能削減量等を更正したときは、遅滞なく、別記第一号様式の十八の十五による振替可能削減量等抹消（更正）通知書により、当該振替可能削減量等の更正により増加の記録がされた指定管理口座又は一般管理口座の口座名義人に通知するものとする。

(義務充当に利用できない振替可能削減量等の移転)

第四条の二十一の十四 知事は、指定管理口座又は一般管理口座に記録されている振替可能削減量等のうち、当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の次の削減計画期間（平成二十一年度又は平成二十一年度が当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度であるその他削減量にあっては、平成二十一年度から始まる削減計画期間）の終了年度の翌々年度の九月末日を経過したものについて、義務充当に利用できないものとして知事の管理口座に移転するものとする。

第四条の二十一の十五から第四条の二十一の十七まで (現行のとおり)

(削減量口座簿の記録の保存期限)

第四条の二十一の十八 知事は、削減計画期間ごとに、当該削減計画期間中の削減量口座簿の記録を、当該削減計画期間の終了年度の翌々年度の九月末日から起算して十年間が経過した日まで保存するものとする。

第四条の二十一の十九から第四条の二十三まで (現行のとおり)

(統括管理者等の選任)

第四条の二十四 (現行のとおり)

2 条例第六条の二第一項に規定する規則で定める基準は、次に掲げる

3 (略)

4 知事は、第一項第一号から第六号までの規定により振替可能削減量等を更正したときは、遅滞なく、別記第一号様式の十八の十五による振替可能削減量等抹消（更正）通知書により、当該振替可能削減量等の更正により増加の記録がされた管理口座の口座名義人に通知するものとする。

(義務充当に利用できない振替可能削減量等の移転)

第四条の二十一の十四 知事は、指定管理口座又は一般管理口座に記録されている振替可能削減量等のうち、当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の次の削減計画期間（平成二十一年度又は平成二十一年度が当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度であるその他削減量にあっては、平成二十一年度から始まる削減計画期間）の終了年度の翌年度の末日を経過したものについて、義務充当に利用できないものとして知事の管理口座に移転するものとする。

第四条の二十一の十五から第四条の二十一の十七まで (略)

(削減量口座簿の記録の保存期限)

第四条の二十一の十八 知事は、削減計画期間ごとに、当該削減計画期間中の削減量口座簿の記録を、当該削減計画期間の終了年度の翌年度の末日から起算して十年間が経過した日まで保存するものとする。

第四条の二十一の十九から第四条の二十三まで (略)

(統括管理者等の選任)

第四条の二十四 (略)

2 条例第六条の二第一項に規定する規則で定める基準は、次に掲げる

要件を全て満たすこととする。

一 (現行のとおり)

二 知事が実施する地球温暖化対策計画書の作成等に関する講習会又は知事が指定した講習会を修了すること。ただし、既に統括管理者が選任されている指定地球温暖化対策事業所において新たに統括管理者を選任する場合又は他の指定地球温暖化対策事業所において統括管理者の業務に従事した経験を有する者を選任する場合においては、「この限りでない」。

3 条例第六条の一第一項に規定する規則で定める基準は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

一 (現行のとおり)

ア 及びイ (現行のとおり)

ウ エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネ法」という。)第九条第一項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者

エ 及びオ (現行のとおり)

二 (現行のとおり)

三 知事が実施する地球温暖化対策計画書の作成等に関する講習会又は知事が指定した講習会を修了した者であること。ただし、既に

技術管理者が選任されている指定地球温暖化対策事業所において新たに技術管理者を選任する場合又は他の指定地球温暖化対策事業所において技術管理者の業務に従事した経験を有する者を選任する場合においては、「この限りでない」。

(特定テナント等事業者)

第四条の二十五 条例第七条第二項に規定する規則で定めるテナント等事業者は、当該テナント等事業者が当該指定地球温暖化対策事業所において使用する事務所、営業所等(以下「特定テナント等事業所」)

要件をすべて満たすこととする。

一 (略)

二 知事が実施する地球温暖化対策計画書の作成等に関する講習会又は知事が指定した講習会を修了すること。

3 条例第六条の一第一項に規定する規則で定める基準は、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

一 (略)

ア 及びイ (略)

ウ エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネ法」という。)第九条第一項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者

エ 及びオ (略)

二 (略)

三 知事が実施する地球温暖化対策計画書の作成等に関する講習会又は知事が指定した講習会を修了した者であること。

第四条の二十五 条例第七条第二項に規定する規則で定めるテナント等事業者は、当該テナント等事業者が当該指定地球温暖化対策事業所において使用する事務所、営業所等(以下「特定テナント等事業所」)

という。)について、次のいずれかに該当するテナント等事業者（指定地球温暖化対策事業者を除く。）とする。

一 前年度の三月末日において五千平方メートル以上の床面積を使用して事業活動を行つてあるもの

二 前年度の電気（再生可能エネルギーを変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給（電気事業法第二条第一項第十五号の託送供給を除く。）を受けたものを除く。）の使用量が六百万キロワット時以上となる事業活動を行つてあるもの

（特定テナント等事業者の計画書の提出）

第四条の二十六（現行のとおり）

一から三まで（現行のとおり）

四 計画期間の開始の年度の前年度から特定テナント等地球温暖化対策計画書を提出する年度の前年度まで（事務所、営業所等の使用開始前の期間を除く。）の特定温室効果ガス年度排出量。ただし、前条第二号の要件に該当しない特定テナント等事業者にあつては、五千平方メートル未満の床面積を使用して事業活動を行つた期間のものを除くことができる。

五 前号の量の算定の基となる燃料等使用量

六から八まで（現行のとおり）

2（現行のとおり）

第五条から第五条の十六の一まで（現行のとおり）

（地球温暖化対策報告書の作成等）

第五条の十七 条例第八条の二十三第一項に規定する温室効果ガス排出

という。)について、毎年度五月末日における状況が第一号又は第二号に掲げるものであるテナント等事業者（指定地球温暖化対策事業者を除く。）とする。

一 五千平方メートル以上の床面積を使用して事業活動を行つていること。

二 前年度の六月一日からの一年間の電気（再生可能エネルギーを変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給（電気事業法第二条第一項第十五号の託送供給を除く。）を受けたものを除く。）の使用量が六百万キロワット時以上となる事業活動を行つていること。

（特定テナント等事業者の計画書の提出）

第四条の二十六（略）

一から三まで（略）

四 計画期間の開始の年度の前年度から特定テナント等地球温暖化対策計画書を提出する年度の前年度まで（事務所、営業所等の使用開始前の期間を除く。）の特定温室効果ガス年度排出量及びその他ガス年度排出量。ただし、前条第二号の要件に該当しない特定テナント等事業者にあつては、五千平方メートル未満の床面積を使用して事業活動を行つた期間のものを除くことができる。

五 前号の量の算定の基となる燃料等使用量及び事業活動の量

六から八まで（略）

2（略）

第五条から第五条の十六の一まで（略）

（地球温暖化対策報告書の作成等）

第五条の十七 条例第八条の二十三第一項に規定する温室効果ガス排出

出量が相当程度の範囲にあるものとして規則でその規模の上限及び下限を定める事業所等は、その事業所等における前年度の原油換算エネルギー使用量が、三十キロリットル以上千五百キロリットル未満の事業所等（指定地球温暖化対策事業所、指定地球温暖化対策事業所相当事業所（原油換算エネルギー使用量の規模等について指定地球温暖化対策事業所に相当する事業所であつて、第四条第一項ただし書又は第四条の八第二項第二号の規定の適用があるものをいう。以下同じ。）、特定テナント等事業所及び特定テナント等事業所相当事業所（指定地球温暖化対策事業所相当事業所の全部又は一部を使用し、かつ、床面積又は電気の使用量の規模について特定テナント等事業所に相当する事務所、営業所等をいう。）を除く。）とする。

2 条例第八条の二十三第一項に規定する規則で定める要件は、その設置している事業所等のうち、前項の要件に該当する全ての事業所等の前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が三千キロリットル以上である」ととする。

3から4まで （現行のとおり）

第五条の十八から第五条の二十三まで （略）

（エネルギー状況報告書の提出等）

第五条の二十四 条例第九条の五の規定によるエネルギー状況報告書の提出は、毎年度七月末日までに、別記第二号様式の十六によるエネルギー状況報告書提出書に、エネルギー環境計画指針に基づき作成するエネルギー状況報告書を添えて行わなければならない。

2 （現行のとおり）

（事業者によるエネルギー環境計画書等の公表）

第五条の二十五 （現行のとおり）

2及び3 （現行のとおり）

量が相当程度の範囲にあるものとして規則でその規模の上限及び下限を定める事業所等は、その事業所等における前年度の原油換算エネルギー使用量が、三十キロリットル以上千五百キロリットル未満の事業所等（指定地球温暖化対策事業所及び特定テナント等事業所を除く。）とする。

2 条例第八条の二十三第一項に規定する規則で定める要件は、その設置している事業所等のうち、前項の要件に該当するすべての事業所等の前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が三千キロリットル以上であることとする。

3から4まで （現行のとおり）

第五条の十八から第五条の二十三まで （略）

（エネルギー状況報告書の提出等）

第五条の二十四 条例第九条の五の規定によるエネルギー状況報告書の提出は、毎年度六月末日までに、別記第二号様式の十六によるエネルギー状況報告書提出書に、エネルギー環境計画指針に基づき作成するエネルギー状況報告書を添えて行わなければならない。

2 （現行のとおり）

（事業者によるエネルギー環境計画書等の公表）

第五条の二十五 （現行のとおり）

2及び3 （現行のとおり）

4 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 条例第九条の六第一項第二号 エネルギー状況報告書を提出し

た年度の翌年度の七月末日

第五条の二十六から第八条の一まで (現行のとおり)

(省エネルギー性能目標値の設定)

第八条の三 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

一から四まで (現行のとおり)

五 事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

六及び七 (現行のとおり)

八 集会場、図書館、博物館、体育館、公会堂、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、浴場施設、競馬場又は競輪場、社寺、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

九 (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

4 (現行のとおり)

一 当該建築物のうち、第二項第一号に規定する用途に供する部分

(当該用途に供する部分の延べ面積が二千平方メートル以上であるものに限る。) 当該用途に供する部分の建築物の熱負荷の低減

一 当該建築物のうち、第二項第一号から第八号までに規定する用途に供する部分の全部(当該各用途に供する部分のいずれかの部分の延べ面積が二千平方メートル以上である場合に限る。) 当該

4 (略)

一 (略)

二 条例第九条の六第一項第二号 エネルギー状況報告書を提出し

た年度の六月末日

第五条の二十六から第八条の一まで (略)

(省エネルギー性能目標値の設定)

第八条の二 (略)

2 (略)

一から四まで (略)

五 事務所、官公署、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

六及び七 (略)

八 集会場、公会堂、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

九 (略)

3 (略)

4 (略)

一 当該建築物のうち、第二項第一号から第八号までに規定する用途に供する部分(当該各用途に供する部分の延べ面積が二千平方メートル以上であるものに限る。) 各部分ごとの建築物の熱負荷の低減

各用途に供する部分の建築物の熱負荷の低減

三 (現行のとおり)

第八条の四から第九条の二まで (現行のとおり)

(特別大規模特定建築物の規模等)

第九条の三 (現行のとおり)

2及び3 (現行のとおり)

4 (現行のとおり)

一 当該特別大規模特定建築物のうち、第八条の三第二項第一号から第八号までに規定する用途に供する部分の全部(当該各用途に供する部分のいづれかの部分の延べ面積が二千平方メートル以上である場合に限る。)別表第一の五に掲げる建築物の熱負荷の低減率の値

二 (現行のとおり)

(建築物環境計画書の作成等)

第十一条 条例第二十一条の規定による建築物環境計画書の作成は、特定建築物等の建築設計、設備設計その他の設計における環境への配慮のための措置について行わなければならない。

2 条例第二十一条の規定による建築物環境計画書の提出は、別記第三号様式による建築物環境計画書提出書に、次に掲げる書類等を添付して行わなければならぬ。

一から三まで (現行のとおり)

3 条例第二十一条に規定する規則で定める日は、次に掲げる日のいづれか早い日の三十日前とする。

一及び二 (現行のとおり)

第十条の二及び第十二条 (現行のとおり)

(建築物環境計画書の変更の届出)

二 (略)

第八条の四から第九条の二まで (略)

(特別大規模特定建築物の規模等)

第九条の三 (略)

2及び3 (略)

4 (略)

一 当該特別大規模特定建築物のうち、第八条の三第二項第一号から第八号までに規定する用途に供する部分(当該各用途に供する部分の延べ面積が二千平方メートル以上である部分に限る。)各部分ごとの別表第一の五に掲げる建築物の熱負荷の低減率の値

二 (略)

(建築物環境計画書の作成等)

第十一条 条例第二十一条第一項の規定による建築物環境計画書の作成は、特定建築物等の建築設計、設備設計その他の設計における環境への配慮のための措置について行わなければならない。

2 条例第二十一条第一項の規定による建築物環境計画書の提出は、別記第三号様式による建築物環境計画書提出書に、次に掲げる書類等を添付して行わなければならない。

一から三まで (現行のとおり)

3 条例第二十一条第一項に規定する規則で定める日は、次に掲げる日のいづれか早い日の三十日前とする。

一及び二 (略)

第十条の二及び第十二条まで (略)

(建築物環境計画書の変更の届出)

第十二条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

一 条例第二十二条第二号に掲げる事項の変更にあつては、延べ面積の増加を伴わない特定建築物等の変更(次に掲げる変更を除く。)をする場合

ア 主たる用途の変更

イ 第八条の三第二項第一号に規定する用途に供する部分の延べ面積が、新たに二千平方メートル以上になる変更

ウ 第八条の三第二項第二号から第九号までに規定する用途に供する部分の延べ面積がいずれも二千平方メートル未満であつた特定建築物において、同項第二号から第九号までに規定する用途に供する部分のいずれかの延べ面積が新たに二千平方メートル以上になる変更

二及び三 (現行のとおり)

3 条例第二十二条第一項の規定による届出は、条例第二十二条第一号に掲げる事項を変更する場合にあつては別記第三号様式の四による特定建築主等氏名等変更届出書により、同条第三号から第八号までに掲げる事項を変更する場合にあつては別記第四号様式による建築物環境計画書変更届出書によらなければならない。

4 (現行のとおり)

(工事完了の届出)

第十三条 (現行のとおり)

(現行のとおり)

3 条例第二十二条第一項の規定による届出は、特定建築物等の新築等

第十二条 (略)

2 (略)

一 条例第二十二条第三号に掲げる事項の変更にあつては、延べ面積の増加を伴わない特定建築物等の変更(建築物の主たる用途の変更又は第八条の三第二項各号の各用途の延べ面積のうち、いずれかの用途が新たに二千平方メートル以上になる変更を除く。)をする場合

合

3 条例第二十二条第一項の規定による届出は、条例第二十二条第一号に掲げる事項を変更する場合にあつては別記第三号様式の四による特定建築主等氏名等変更届出書により、同条第三号から第八号までに掲げる事項を変更する場合にあつては別記第四号様式による建築物環境計画書変更届出書によらなければならぬ。

4 (略)

(工事完了の届出)

第十三条 (略)

(略)

3 条例第二十二条第一項の規定による届出は、特定建築物等の新築等

に係る工事が完了した日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

4 から 6まで (現行のとおり)

第十三条の二及び第十三条の三 (現行のとおり)

(省エネエネルギー性能評価書の作成等)

第十三条の四 条例第二十三条の四第一項に規定する規則で定める用途は、第八条の三第二項第二号から第八号までに規定する用途(当該各用途に供する部分のいづれかの部分の延べ面積が二千平方メートル以上である場合に限る。)とする。

2 及び 3 (現行のとおり)

4 (現行のとおり)

「一の買受人、賃借人又は信託の受益権の譲受人(以下「買受人等」という。)に、売却、賃貸又は信託の受益権の譲渡(以下「売却等」という。)をしようとする特別大規模特定建築物に係る省エネエネルギー性能評価書の交付を行つたことがない場合であつて、当該買受人等に売却等をしようとする部分(既に売却等をしている部分を含む。)のうち、第八条の三第二項第二号から第八号までに規定する各用途に供する部分の延べ面積がいづれも二千平方メートル未満であるとき。

「一既に一の買受人等に、特別大規模特定建築物の一部について、省エネエネルギー性能評価書の交付を行つたことがある場合であつて、当該特別大規模特定建築物の他の部分を当該買受人等に売却等をしようとするとき(省エネエネルギー性能評価書に記載する第十三条の二第三項第一号及び第二号に規定する措置に係る評価の値に変更がないとき)に限る。」

5 (現行のとおり)

に係る工事が完了した日の翌日から起算して十五日以内にしなければならない。

4 から 6まで (略)

第十三条の二及び第十三条の三 (略)

(省エネエネルギー性能評価書の作成等)

第十三条の四 条例第二十三条の四第一項に規定する規則で定める用途は、第八条の三第二項第二号から第八号までの用途(当該各用途に供する部分の延べ面積が二千平方メートル以上である当該各用途に限る。)とする。

2 及び 3 (略)

4 (略)

「一の賃借人に賃貸する部分(既に賃貸している部分も含む。)のうち、同一の用途(第八条の三第二項第二号から第八号までの各用途をいう。以下この条において同じ。)に供する部分の延べ面積がいづれも二千平方メートル未満の場合

「既に一の賃借人に省エネエネルギー性能評価書の交付を行つた部分と同一の用途に供する部分を当該賃借人に賃貸する場合(省エネエネルギー性能評価書に記載する第十三条の二第三項第一号及び第二号に規定する措置に係る評価の値に変更がない場合に限る。)」

5 (略)

6 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 交付をした省エネルギー性能評価書の写し(最初に交付をしたものに限る。)

三 省エネルギー性能評価書の内容に変更があつた場合は、交付をした変更後の省エネルギー性能評価書の写し(最初に交付をしたものに限る。)

(付をしたものに限る。)

(マンション環境性能表示の変更の届出等)

第十三条の五 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 条例第二十三条の六第二項の規定による届出は、条例第二十二条第一項の規定による届出と、別記第三号様式の四による特定建築主等氏名等変更届出書により併せて行わなければならない。

4 (現行のとおり)

(特定家庭用機器)

第十三条の六 (現行のとおり)

一 エアコンディショナー(水冷式のものその他エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和五十四年通商産業省令第七十四号。以下「省エネ法施行規則」という。)第四十八条第一項に規定するもの以外のもののうち、冷暖房の用に供するもの(冷房能力が四キロワット以下のものに限る。)であつて、直吹き形かつ壁掛け形のもの(一の室外機に二以上の室内機を接続するもののうち各室内機の運転を個別に制御するものを除く。)に限る。以下同じ。)

二及び三 (現行のとおり)

第十三条の七から第八十二条まで (略)

6 (略)

一 (略)

二 交付をした省エネルギー性能評価書の写し(用途ごとに最初に交付をしたものに限る。)

三 省エネルギー性能評価書の内容に変更があつた場合は、交付をした変更後の省エネルギー性能評価書の写し(用途ごとに最初に交付をしたものに限る。)

(付をしたものに限る。)

(マンション環境性能表示の変更の届出等)

第十三条の五 (略)

2 (略)

3 条例第二十三条の六第二項の規定による届出は、別記第五号様式の六による特定マンション建築主氏名等変更届出書により行わなければならない。

4 (略)

(特定家庭用機器)

第十三条の六 (略)

一 エアコンディショナー(水冷式のものその他エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和五十四年通商産業省令第七十四号。以下「省エネ法施行規則」という。)第四十八条第一項に規定するもの以外のもののうち、冷暖房の用に供するもの(冷房能力が四キロワット以下のものに限る。)であつて、直吹き形かつ壁掛け形のもの(一の室外機に二以上の室内機を接続するもののうち各室内機の運転を個別に制御するものを除く。)に限る。以下同じ。)

二及び三 (略)

第五条の二十七から第八十二条まで (略)

## 附 則

1から10まで (現行のとおり)

11 平成三十一年三月三十一日までの間、第四条の二十第二項に定める期間は、同項の規定にかかわらず、次の表の第一欄に掲げる事業所にあつては、当該第一欄の区分に応じ、当該第一欄に掲げる年度から当該第二欄に掲げる年度までとする。

第一欄	第二欄	第三欄
当初申請（条例第五条の十五第一項の規定による申請）において「申請」という。）であつて、初めて同項の基準（以下「基準」という。）に適合することを知事が認めた事業所となつたときの申請をいう。	当初申請を行つた年度から起算して五年度目の年度（基準に適合しなくなつたことを知事が認めた場合にあつては、その認められた日の属する年度）	当初申請を行つた年度から起算して五年度目の年度（基準に適合しなくなつたことを知事が認めた場合にあつては、その認められた日の属する年度）
二 特例認定事業所のうち、当初申請を行つた年度から起算して五箇年度の間に、再申請（当初申請の後に再度行われる申請をいう。以下同じ。）が行われ、基準に	再申請を行つた年度	当初申請を行つた年度から起算して五年度目の年度（再申請の後に基準に適合しなくなつたことを知事が認められた場合にあつては、その認められた日の属する年度）

1から10まで

(略)

適合する」とを知事が認め  
た事業所

た場合にあっては、  
その認めた日の属  
する年度)

附則別記第一号様式から第三号様式まで (現行のとおり)

別表第一 温室効果ガスの排出の量の算定方法 (第三条の三関係)

温室効果ガスの種類	算定方法
一 燃料等の使用に伴つて排出される二酸化炭素	次に掲げる量(熱供給事業所又は電気供給事業所以外の事業所等における他人への熱又は電気の供給に係るもの)を合算する方法  イ (現行のとおり) ロ 知事が別に定める熱ごとに、排出量算定期間ににおいて温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴い使用された他人から供給された当該熱の量(ギガジユールで表した量をいう。以下この表において「熱使用量」という。)に、当該熱の区分に応じた熱排出係数(当該熱の一ギガジユール当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量をいう。以下この表において同じ。)として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量
ハ 排出量算定期間ににおいて温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量(千キロワット時で表した量をいう。)に、	次に掲げる量(熱供給事業所又は電気供給事業所以外の事業所等における他人への熱又は電気の供給に係るもの)を合算する方法  イ (略) ロ 知事が別に定める熱ごとに、排出量算定期間ににおいて温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴い使用された他人から供給された当該熱の量(ギガジユールで表した量をいう。)に、当該熱の区分に応じ当該熱の一ギガジユール当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量

附則別記第一号様式から第三号様式まで (略)

別表第一 温室効果ガスの排出の量の算定方法 (第三条の三関係)

温室効果ガスの種類	算定方法
一 燃料等の使用に伴つて排出される二酸化炭素	次に掲げる量(熱供給事業所又は電気供給事業所以外の事業所等における他人への熱又は電気の供給に係るもの)を合算する方法  イ (略) ロ 知事が別に定める熱ごとに、排出量算定期間ににおいて温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴い使用された他人から供給された当該熱の量(ギガジユールで表した量をいう。)に、当該熱の区分に応じ当該熱の一ギガジユール当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量
ハ 排出量算定期間ににおいて温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量(千キロワット時で表した量をいう。)に、	次に掲げる量(熱供給事業所又は電気供給事業所以外の事業所等における他人への熱又は電気の供給に係るもの)を合算する方法  イ (略) ロ 知事が別に定める熱ごとに、排出量算定期間ににおいて温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴い使用された他人から供給された当該熱の量(ギガジユールで表した量をいう。)に、当該熱の区分に応じ当該熱の一ギガジユール当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量

この表において「電気使用量」という。)に、当該電気の電気排出係数(当該電気の千キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトントンで表した二酸化炭素の量をいう。

この表において同じ。)として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量

二及びホ  
(現行のとおり)

ハ 指定地球温暖化対策事業所その他知事が別に定める事業所(以下ハにおいて「指定

地球温暖化対策事業所等」という。)にあつては、次の(一)及び(二)の量を減じ、(二)の量を加えて得られる量(第四条の十七各項、第四条の十九第一項又は同条第五項各号に係る温室効果ガスの排出の量を算定する場合を除く。)

(一) 指定地球温暖化対策事業所等が、当該事業所に熱を供給した事業者(以下(一)において「熱供給事業者」という。)の熱排出係数が特に低い値として知事が別に定める値以下であることその他の知事が別に定める要件に該当するときは、当該熱供給事業者の熱排出係数、熱使用量(当該熱供給事業者から供給されたものに限る。)等に基づき知事が別に定める方法により算定される量

(二) 指定地球温暖化対策事業所等が、当該事業所に電気を供給した事業者(以下(二)

備考 (現行のとおり)	二から八まで (略)

及び(三)において「電気供給事業者」とい  
う。)の電気排出係数が特に低い値として  
知事が別に定める値以下であることとその  
他の知事が別に定める要件に該当すると  
きは、当該電気供給事業者の電気排出係  
数、電気使用量(当該電気供給事業者が  
ら供給されたものに限る。)等に基づき知  
事が別に定める方法により算定される量

(三) 指定地球温暖化対策事業所等が、電気  
供給事業者の電気排出係数が特に高い値  
として知事が別に定める値以上である、  
とその他の知事が別に定める要件に該当  
するときは、当該電気供給事業者の電気  
排出係数、電気使用量(当該電気供給事  
業者から供給されたものに限る。)等に基  
づき知事が別に定める方法により算定さ  
れる量

二から八まで	(現行のとおり)
備考	(現行のとおり)
付表第一から付表第六まで (現行のとおり)	付表第一から付表第六まで (略)
別表第一の一 (現行のとおり)	別表第一の一 (略)

別表第一の三 特定温室効果ガス年度排出量等の検証の基準(第四  
条の十五関係)

検証の対象	事項	基準
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

検証の対象	事項	基準
(略)	(略)	(略)

別表第一の三 特定温室効果ガス年度排出量等の検証の基準(第四  
条の十五関係)

**備考** 登録検証機関が検証を行うことが特に困難である場合として知事が別に定める場合に該当するときは、特定温室効果ガス年度排出量及び基準排出量（条例第五条の十三第一項第一号又は第二号アに規定する方法により算定したものに限る。）の項及び基準排出量（条例第五条の十三第一項第一号イに規定する方法により算定したものに限る。）の項の事項の欄に規定する事項のうち、知事が別に定めるものを検証を受ける事項から除くものとする。

別表第一の四 （現行のとおり）  
別表第一の五 省エネルギー性能基準の値（第九条の三関係）

建築物の熱負荷の低減率	（現行のとおり）
設備システムのエネルギー利用の低減率	（現行のとおり）

**備考**

一 建築物の熱負荷の低減率とは、次の式により算出した値をいう。

$$A = 100 \times \{1 - (\text{PAL}^* \text{の値} \div \text{PAL}^* \text{の基準値})\}$$

この式においてA、PAL<sup>\*</sup>の値及びPAL<sup>\*</sup>の基準値は、それぞれ次の値を表すものとする。

A 建築物の熱負荷の低減率

PAL<sup>\*</sup>の値 特定建築物の屋内周囲空間（地階を除く各階の外壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。）の年間熱負荷（エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第一号。以下「判断基準」という。））第一一（三（一））に定めるところにより求めた特定建築物の屋内周囲空間（地階を除く各階の外壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。）の年間熱負荷を各階

**備考**

別表第一の四 （略）  
別表第一の五 省エネルギー性能基準の値（第九条の三関係）

建築物の熱負荷の低減率	（略）
設備システムのエネルギー利用の低減率	（略）

**備考**

一 建築物の熱負荷の低減率とは、次の式により算出した値をいう。

$$A = 100 \times \{1 - (\text{PAL} \text{の値} \div \text{PAL} \text{の基準値})\}$$

この式においてA、PALの値及びPALの基準値は、それぞれ次の値を表すものとする。

A 建築物の熱負荷の低減率

PALの値 エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第一号。以下「判断基準」という。）第一一（三（一））に定めるところにより求めた特定建築物の屋内周囲空間（地階を除く各階の外壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。）の年間熱負荷を各階

をいう。以下同じ)を各階の屋内周囲空間の床面積の合計(単位 平方メートル)で除して得た値。ただし、判断基準別表第一の用途の項に規定する用途のうち複数の用途に供する部分を含む建築物については、各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計(単位 平方メートル)で除して得た値

**PAL\***の基準値 判断基準別表第一の用途の項の区分に応じ、地域区分の欄に掲げる値。ただし、判断基準別表第一の用途の項に規定する用途のうち複数の用途に供する部分を含む建築物については、各用途の当該値を各用途の屋内周囲空間の床面積で加重平均した値

(現行のとおり)

$$ERR = (1 - BEI) \times 100$$

この式において、ERR及びBEIは、それぞれ次の値を表すものとする。

ERR (現行のとおり)

BEI (現行のとおり)

$$BEI = \frac{E_{HT, all}}{E_{HST, all}}$$

$$E_{HT, all} = \sum_{i=1}^n E_{HT, i} + E_{HK}$$

$$E_{HT, all} = \sum_{i=1}^n E_{HT, i} + E_{HK}$$

PALの基準値 当該特定建築物の用途以外で、判断基準別表第一の(IV)欄に掲げる数値に判断基準Ⅰ第一～三(1)(1)に定められた値により求めた規模補正係数を乗じて得た値

(略)

$$ERR = (1 - BEI) \times 100$$

この式において、ERR及びBEIは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ERR (略)

BEI (略)

(略)

$$BEI = \frac{E_{HT, all}}{E_{HST, all}}$$

$$E_{HT, all} = \sum_{i=1}^n E_{HST, i} + E_{HK}$$

$$E_{HT, all} = \sum_{i=1}^n E_{HT, i} + E_{HK}$$

これらの式において、 $E_{HST, all}$ 、 $E_{HST, i}$ 、 $E_{HT, all}$ 、 $E_{HT, i}$ 、 $E_{HSK}$ 、 $n$ 、 $E_{HT, all}$ 、 $E_{HT, i}$ 、 $E_{HSK}$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$E_{HST, all}$ から $E_{HT, i}$ まで (現行のとおり)

(現行のとおり)

$$BEI = \frac{E_{HST, all}}{E_{HT}}$$

$E_{HT, all}$ から $E_{HT, i}$ まで (現行のとおり)

この式において、 $E_{HT, all}$ 及び $E_{HT, i}$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$E_{HT, all}$ 及び $E_{HT, i}$  (現行のとおり)

(現行のとおり)

$$BEI = \frac{E_{HT, all}}{E_{HT}}$$

$$\begin{aligned} E_{HST, all} &= E_{HT} + E_{HST, all} \\ E_{Total} &= E_{HT} + E_{HST, all} \end{aligned}$$

これらの式において、 $E_{HT, all}$ 、 $E_{HT, i}$ 、 $E_{HST, all}$ 、 $E_{HST, i}$ 、 $E_{Total}$ 、 $E_{HT, all}$ 、 $E_{HT, i}$ 、 $E_{HST, all}$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$E_{HT, all}$ から $E_{HST, all}$ まで (現行のとおり)

これらの式において、 $E_{HST, all}$ 、 $E_{HST, i}$ 、 $E_{HT, all}$ 、 $E_{HT, i}$ 、 $E_{HSK}$ 、 $n$ 、 $E_{HT, all}$ 、 $E_{HT, i}$ 、 $E_{HSK}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{HST, all}$ から $E_{HT, i}$ まで (略)

(略)

$$BEI = \frac{E_{HT}}{E_{HT}}$$

この式において、 $E_{HT}$ 及び $E_{HT, i}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{HT, all}$ 及び $E_{HT, i}$  (現行のとおり)

(略)

$$BEI = \frac{E_{HT, all}}{E_{HT}}$$

$$\begin{aligned} E_{HST, all} &= E_{HT} + E_{HST, all} \\ E_{Total} &= E_{HT} + E_{HST, all} \end{aligned}$$

これらの式において、 $E_{HT, all}$ 、 $E_{HT, i}$ 、 $E_{HST, all}$ 、 $E_{HST, i}$ 、 $E_{Total}$ 、 $E_{HT, all}$ 、 $E_{HT, i}$ 、 $E_{HST, all}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{HT, all}$ から $E_{HST, all}$ まで (略)

別表第一から別表第十一まで (現行のとおり)

別表第一から別表第十一まで

別記第一号様式から第一号様式の十一まで (現行のとおり)

別記第一号様式から第一号様式の十一まで (略)

別記第一号様式から第一号様式の十一まで (現行のとおり)

別記第一号様式から第一号様式の十一まで (略)

第1号様式の10の2(第4条の9類似)

静岡県・財政省企画局第4号の3第1項第3号に規定する特許権又は財産権に係る手続が完了したので、同法第2項の規定により通知します。

登録者の名前	
登録者の所在	
指定者	
手続の種類	
備考	

(日本工業規格A4用)

別記第一号様式の十一及び第一号様式の十一 (現行のとおり)

別記第一号様式の十一及び第一号様式の十一 (略)

別記第一号様式の四から第三号様式の三まで (現行のとおり)

第2号様式の3 (第5条の6関係)

検証提出書中請者略歴書	
検証提出書中請者との関係	1. 本人 2. 被定代理人(当該被定代理人が法人である場合にあっては、その役員) 3. 役員
姓 氏 名	
年 月 日	申請内容又は業務内容
地 址	

上記のとおり相違ありません。  
年 月 日  
氏名

(日本工業規格A形4表)

備考 「検証提出書中請者との関係」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

別記第一号様式の十三から第二号様式の一まで (現行のとおり)

(現)

〔参考〕

- この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を超過すると異議申立てをすることができなくなります。)。
- この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被訴として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を超過すると処分の取消しの訴えを提起することができます)。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第一号様式の四から第三号様式の三まで (略)

第2号様式の3 (第5条の6関係)

検証提出書中請者略歴書	
検証提出書中請者との関係	1. 本人 2. 被定代理人(当該被定代理人が法人である場合にあっては、その役員) 3. 役員
姓 氏 名	
	生年 月 日
年 月 日	申請内容又は業務内容
地 址	

上記のとおり相違ありません。  
年 月 日  
氏名

(日本工業規格A形4表)

備考 「検証提出書中請者との関係」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

別記第一号様式の十三から第一号様式の一まで (略)

## 第1号様式の12の3(第4条の18の2関係)

(表)

基準排出量改定通知書	
第 年 月 号	
東京都知事	
年 月 日付けで提出のあった次の事業所の基準排出量については、都民の健康と安全を確保する観点に該する条例施行規則第4条の18の2第1項の規定により、次のとおり改定したので、同条第4項の規定により通知します。	
事業所の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
改定前の基準排出量	
申請された改正後の基準排出量	
改定後の基準排出量	1 申請どおり決定します。
	2 申請された値を修正し、次の値に改定します。
	改正の理由
別紙基準の区分及び値	
適用開始年度	
備考	

(日本工業規格A形4号)

## 第1号様式の12の2(第4条の18の2関係)

年 月 日

## 東京都知事

住 所

氏 名  
〔法人にあっては本称、代表者の氏名〕  
及び主たる事業所の所在地

## 基準排出量改定申請書

都民の健康と安全を確保する観点に該する条例第8条の13第1項又は第2項の規定に基づき既定された基準排出量(同条例第5条の14第2項の規定に基づき基準排出量が更に改めた場合にあっては、直近の実定値の差)の改定について、都民の健康と安全を確保する観点に該する条例施行規則第4条の18の2第2項の規定により、次のとおり申請します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
改定前の基準排出量	
改定後の基準排出量	
基準先	(電話番号 )
裏面付属	

(日本工業規格A形4号)

備考 條印の欄には、記入しないこと。

別記第六号様式から第三十九号様式まで (現行のとおり)

別記第四号様式から第五号様式の五まで (現行のとおり)

第3号様式の4 (第12条、第13条の4種類)

年月日 支票領取手帳	
支票 氏名 〔法人にあっては名称、代表者の 氏名及び支店の事務所の所在地〕	
特定被支票等の持主 特定被支票等の所在地	
被支票被付計画書 被支票被付計画書変更届出書 ( ) 被支票等の交付番号 被支票被付計画書変更届出書 ( )	
支 支 日 年月日	
支 支 内 容	支 支 票 票
支 支 票 票	支 支 票 票
被 被 持 持 主 主 〔被持番号〕	
被支票	

(日本工業規格A4判4号)

参考、実印の欄には、記入しないこと。

別記第六号様式から第三十九号様式まで (略)

別記第四号様式から第五号様式の五まで (略)

第3号様式の4 (第12条関係)

年月日 支票領取手帳	
支票 氏名 〔法人にあっては名称、代表者の 氏名及び支店の事務所の所在地〕	
特定被支票等の持主 特定被支票等の所在地	
被支票被付計画書 被支票被付計画書変更届出書 ( ) 被支票等の交付番号 被支票被付計画書変更届出書 ( )	
支 支 日 年月日	
支 支 内 容	支 支 票 票
支 支 票 票	支 支 票 票
被 被 持 持 主 主 〔被持番号〕	
被支票	

(日本工業規格A4判4号)

参考、実印の欄には、記入しないこと。

参考、実印の欄には、記入しないこと。

